

## ワンランクアップの算定の取扱い等について

ワンランクアップの算定に係る取扱いは次のとおりです。

(注1) 平成29年7月以降の公告分から、ワンランクアップの算定対象となる工事成績は、これまでの「72点以上」から「75点以上」となります。

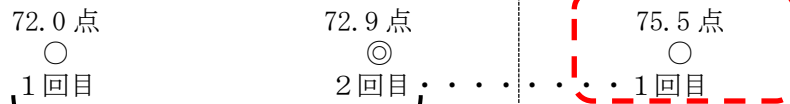
(注2) 平成29年7月より前の直近の75点以上の工事成績は、ワンランクアップの算定対象となります。

平成29年7月

75.0点

### 【事例1】

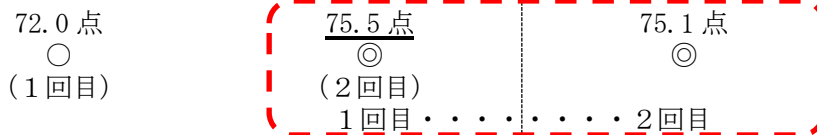
平成29年6月までの75点未満は、ワンランクアップの算定対象ではなくなります。  
平成29年7月以降から、75点以上の工事成績がワンランクアップの算定対象となります。



※平成29年6月までは、72点以上の工事成績がワンランクアップ対象です。

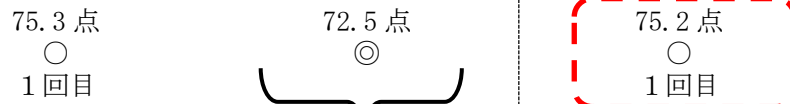
### 【事例2】

平成29年7月より前の直近の75点以上は、平成29年7月以降もワンランクアップの算定対象となります。



### 【事例3】

平成29年7月より前の直近の75点未満は、ワンランクアップの算定対象となりません。  
平成29年7月以降の75点以上が、ワンランクアップの算定対象となります。



※直近が75点未満であるため、7月以降の算定対象となりません。

### 【事例4】

工事成績の通知日が同一日である場合、工事検査日が直近の成績がワンランクアップの算定対象となります。なお、通知日及び工事検査日が同一日である場合、工事成績評定点の高い方をワンランクアップの算定対象とします。

